

7. 生活に困っている方への支援

》生活保護について

【問い合わせ先】 保護課

TEL： 53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地

(内線 160~165)

生活保護制度は、病気やけが、失業など、様々な事情で暮らしに困っている方に、国が憲法の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自分の力で生活できるよう援助することを目的としています。

保護費は資産（不動産・預貯金・生命保険など）や能力などのすべてを活用しても、なお国が定める最低生活費に不足する場合に、困窮の程度に応じて支給されます。

○保護の種類と内容

生活保護は8つの扶助に分かれており、生活を営む上で必要な各種費用に対応して支給されます。

扶助の種類	内 容	
①生活扶助	日常生活に必要な費用（食費・光熱費・衣料寝具・移送費など）	基準額を算出し支給します。
②住宅扶助	家賃・地代・住宅の維持補修に必要な費用	定められた範囲内で実費を支給します。
③教育扶助	義務教育に必要な費用（学用品費・給食費など）	定められた基準額を支給します。
④医療扶助	病気の治療などに必要な費用	費用は直接医療機関へ支払います。
⑤介護扶助	介護などに必要な費用	費用は直接介護事業者へ支払います。
⑥出産扶助	出産に必要な費用	定められた範囲内で実費を支給します。
⑦葬祭扶助	葬祭に必要な費用	定められた範囲内で実費を支給します。
⑧生業扶助	開業・技術の修得・就職に必要な費用 高等学校等就学費用ほか	定められた範囲内で実費を支給します。

<申請について>

生活保護制度の利用を希望する方は、まず保護課（福祉事務所）でご相談ください。

制度の説明のほかに、生活福祉資金の活用や各種社会保障施策等の活用についての検討を行います。申請に必要な書類等はその方の状況に応じて異なります。相談時にご確認ください。

申請をされた方には、保護の決定のために調査を実施します（家庭訪問による生活状況の調査、資産の調査、収入や就労についての調査など）。

》 行旅病人・行旅死亡人

【問い合わせ先】 保護課 TEL： 53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地 (内線 160~165)

行旅病人および行旅死亡人取扱法の定めるところにより、行旅病人を救護するとともに、行旅死亡人については、本人の認識に必要な事項を記録確認し、火葬を行い、その遺留物件を保管するなどの事務を行います。

》 生活困窮者自立支援事業

【問い合わせ先】 大村市社会福祉協議会内 TEL： 47-8686
(専用ダイヤル)

自立相談支援窓口 福祉あんしんセンター

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）3階

【問い合わせ先】 福祉総務課 TEL： 53-4111

【所在地】 大村市玖島1丁目25番地 (内線 603)

現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持できなくなるおそれのある方に包括的かつ継続的な支援を行うもので、生活保護に至る前の段階での自立に向けての支援を行います。相談員と一緒に考えて、解決へのお手伝いをします。

支援の内容

自立相談支援 … 困りごとの内容確認・整理・支援計画の作成等、自立を目標とした状況に応じた支援を行います。

住居確保給付金の支給 … 就職活動を支えるために一定期間家賃(上限あり)を給付します。

※条件あり

その他の支援 … 各種支援機関及び他制度の紹介や同行。就職活動の支援。

》 生活福祉資金貸付制度

【問い合わせ先】 大村市社会福祉協議会 TEL： 53-1351

【所在地】 大村市本町 458 番地 2

中心市街地複合ビル（プラットおおむら）3階

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等、世帯単位にそれぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金、たとえば、就職に必要な知識・技術等の習得や、高校・大学への就学、介護サービスを受けるための費用等の貸付けを行います。

また、資金の貸付けによる経済的な援助にあわせて、地域の民生委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。なお、貸付けに際しては様々な条件がありますので、まずはお問い合わせください。

※貸付けの詳細については、次ページ以降の表を参照してください。生活福祉資金貸付事業

7. 生活に困っている方への支援

生活福祉資金貸付事業

資金の種類		貸付限度額(円)	据置期間	償還期間	貸付利率	保証人			
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用 貸付期間 原則3ヶ月 最大12ヶ月 (延長は3ヶ月ごと3回)	二人以上世帯 月額 200,000 以内 単身世帯 月額 150,000 以内	最終貸付 日から6ヶ月 以内					
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ ために必要な費用	400,000	最終貸付 日から6ヶ月 以内	保証人あり の場合 無利子	原則として 必要です。			
	一時生活 再建費	生活を再建するために一時的に必要な かつ日常生活費で賄うことが困難である 費用 ・就職や転職を前提とした技能習得 に要する経費 ・滞納している公共料金等の立替費用 (住居の退去を求められる、電気・ ガス・水道を止められるなど。) ・債務整理をするために必要な経費 等(債務整理の為に借り換え資金は 除きます。弁護士費用については、 法テラスによる支援を受けられる場 合には、法テラスの支援が優先しま す。)	600,000	(※ ¹) 生活支援 費とあわ せて貸し 付けてい る場合に は、生活 支援費の 最終貸付 日から6ヶ月 以内	措置期間 経過後10 年以内 保証人なし の場合 年1.5%	* 保証人なしで も貸付は可能 ですが、貸付 利率がつきま す。			
福祉資金	福祉費	① 生業を営むために必要な経費	4,600,000	貸付の日か ら6ヶ月以内 (※ ²)(※ ³) ③および⑧ については、 個別の状況 により県社協 が必要と認 める場合に 限り、限度額 が5,800,000 円 償還期 間が15年以 内となります。 す。	10年以内	保証人あり の場合 無利子	原則として 必要です。		
		② 期間中の生計を維持するために必要 な経費	6ヶ月程度		1,300,000			8年以内	
			1年程度		2,200,000			10年以内	
			2年程度		4,000,000			12年以内	
			3年程度		5,800,000			15年以内	
		③ 住宅の増改築、補修等公営住宅の 譲り受けに必要な経費 (※ ²)	原則		2,500,000			原則	7年以内
		④ 福祉用具等の購入に必要な経費			1,700,000				8年以内
		⑤ 障害者用自家用車の購入に必要な経費			2,500,000				8年以内
		◆ 中国残留邦人等に係る国民年金保 険料の追納に必要な経費			5,136,000				10年以内
		⑥ 負傷または疾病の療養に必要な経 費及び、その療養期間中の生計を 維持するために必要な経費	1年以下		1,700,000			(※ ²)(※ ³)	8年以内
		⑦ 介護サービス、障がい者サービス等 を受けるために必要な経費及びその 期間中の生計を維持するために必要 な経費	1年以下		1,700,000			③および⑧ については、 個別の状況 により県社協 が必要と認 める場合に 限り、限度額 が5,800,000 円 償還期 間が15年以 内となります。 す。	8年以内
			1年超(1年6月以内)		2,300,000				
		⑧ 災害を受けたことにより臨時に必要と なる経費(※ ³)	1年超(1年6月以内)		2,300,000				原則
原則	1,500,000								
⑨ 冠婚葬祭に必要な経費		500,000		7年以内					
⑩ 住居の移転等、給排水設備等の設 置に必要な経費		500,000		3年以内					
⑪ 就職、技能習得等の支度に必要な経費		500,000		3年以内					
⑫ その他日常生活上一時的に必要な経費		500,000		3年以内					

生活福祉資金貸付事業

資金の種類		貸付限度額(円)	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯保証人	
教育支援資金	教育支援費	高等学校月額 35,000 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に就学するのに必要な経費 高等専門学校月額 60,000 短期大学月額 60,000 大学月額 65,000	卒業後 6ヶ月以内	10年以内 または 15年以内 または 20年以内 ※同一就学者の借入総額に応じて償還期限を設定できる	無利子	保証人なしでも貸付は可能 * 世帯内で連帯借受人が必要	
	就学支度金	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の入学に際し必要な経費 500,000					
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として、生活資金を貸し付けます。 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地の評価額の70%程度 (月額300,000円以内)	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 推定相続人の中から連帯保証人を選定します。
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として、生活資金を貸し付けます。 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	土地建物の評価額の70%程度 (集合住宅は50%) 月額＝生活扶助×1.5 －収入充当額	契約終了後 3ヶ月以内	据置期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	不要

7

生活に困っている方への支援

7. 生活に困っている方への支援

臨時特例つなぎ資金

資金の種類		貸付限度額 (円)	償還期間 (据置期間なし)	貸付利子	連帯保証人	利用対象要件
臨時特例 つなぎ資金	離職者を支援する 公的給付制度または 公的資金貸付制度を 申請している住居の 無い離職者に対して、 当該給付金又は貸付金 の交付を受けるまでの 当面の生活費を貸し 付けます。	100,000	公的給付金、又は公 的貸付金の交付を受 けたときから1ヶ月以 内。 ただし、申請が却下さ れたときには、却下の 時から1ヶ月以内。 * 上記によりがたい場 合は1年の期間内 で割賦償還	なし	不要	◎ 住居のない離職者で次のい ずれにも該当する方 ① 離職者を支援する公的給付 制度又は公的貸付制度の 申請を受理されている方で、 当該給付などの開始までの 生活に困窮していること ② 借り入れ申込者名義の金融 機関の口座を有していること ③ 原則として、法に基づく自立 相談支援事業による支援を 受けるとともに、実施主体及 び関係機関から貸付後の継 続的な支援を受けること

<対象となる公的給付>

制度および事業名			取り扱い窓口
①	失業給付	雇用保険制度	公共職業安定所
②	訓練・生活支援給付金	緊急人材育成支援事業	公共職業安定所
③	生活保護費	生活保護制度	福祉事務所
④	住居確保給付金	生活困窮者自立支援事業	社会福祉協議会

<対象となる公的貸付>

制度および事業名			取り扱い窓口
①	職業安定資金融資	職業安定資金融資事業	公共職業安定所
②	総合支援資金	生活福祉資金貸付制度	社会福祉協議会

福祉資金貸付事業

資金の種類	貸付限度額 (円)	据置期間	償還期間	備考
福祉資金	70,000	1か月以内	金額によって異なる	※10,001円以上の場合：連帯保証人が必要 30,000円以上の場合：審査会が必要 ※大村市に1年以上居住する生活困難な 世帯主で、償還できる収入のある者 (生活保護世帯は原則不可)